

制を敷くことは関係者の負担も大きいことから、地域の実情に応じ、まずは平日の日中のみ対応できる体制を整備するといったことも選択肢として考えられるところである。

コラムで紹介した「被害者サポートセンターおかやま（VSCO）の取組」等は、既存の資源を活用しつつ、関係機関・団体の連携により効果的な取組を行っている例であり、参考になる。

また、性犯罪被害者支援については被害後間もない急性期における支援が重要である

が、性犯罪被害者の住んでいる地域にそのような相談機関が存在することを認知していなければ、早期の適切な支援につながらず、相談機関の存在をいかに周知していくかも今後の課題であるといえよう。

なお、性犯罪被害者にとって、急性期が経過した後の中長期的な支援として、心理カウンセリング等が必要となる場合もあり、さがmiraiのように、中長期的支援に対応できる体制を構築し、いかに途切れない支援を提供していくかも今後の課題である。

## 第4節 子供の被害者の支援のための連携

子供が被害者となる事件は後を絶たない。

児童虐待は、児童<sup>\*</sup>の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、平成12年に制定された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）に基づき、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援、保護者への支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われている。

また、児童虐待に限らず、子供が思いがけない形で犯罪被害者となったり、犯罪により親や兄弟姉妹を失って犯罪被害者等となったりして、様々な困難に直面する場合もある。しかし、犯罪に巻き込まれた子供が、自らその保護や支援を求めて声を上げることは難しく、支援を必要としている子供に対し、関係機関や団体が、連携して適切な支援を提供していくことが必要である。

ここでは、子供の被害者の支援のための連携について紹介する。

### ① 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、平成16年の児童福祉法改正により法定化され、19年の児童福祉法改正により市町村等における設置が努力義務化された。同協議会は、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所や学校・教育委員

会、警察等の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしており、平成25年4月1日現在、98.9%の市町村で設置されている。同協議会の設置により、関係機関間の連携による要保護児童等の早期発見・早期対応、関係機関の相互理解等の促進を図っている（P50【施策番号60】参照）。

※ 児童とは、18歳に満たない者をいう（児童虐待防止法第2条）。

## 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）について

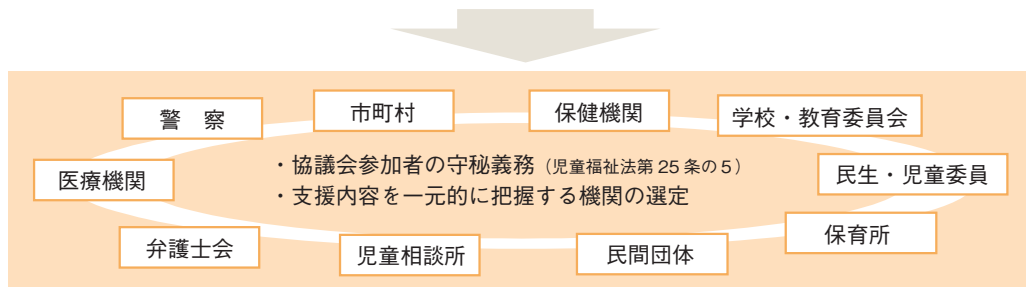
### 果たすべき機能

要保護児童等（要支援児童や妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村（場合によっては都道府県）が、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



## 2 専門職員等による継続的な支援活動

警察においては、少年の被害時の状況や、精神的ダメージの程度等を総合的に判断し、被害からの回復のために「継続的な支援が必要」と認められた場合には、少年や保護者に対する適切な助言・指導に努めるとともに、関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行っている。

こうした活動は、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能を有する少年補導職員が中心的な担い手となっている。

また、被害少年<sup>※</sup>の支援に際しては、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施するとともに、それぞれの地域においては、保護者等との緊密な連携の下に、日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細やかな訪問活動を行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している（P51【施策番号64】参照）。

※ 被害少年とは、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（20歳未満）をいう（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号）。